

◎ 地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表  
 ○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>第二編中第十四章を第十六章とし、第十三章を第十五章とし、第十二章を第十三章とし、同章の次に次の一章を加える。</p> <p>（生命等の保護の措置に関する指示）</p> <p>第二百五十二条の二十六の五 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 各大臣は、第一項の指示をしたときは、その旨及びその内容を国会に報告するものとする。</p>	<p>〔同上〕</p> <p>（生命等の保護の措置に関する指示）</p> <p>第二百五十二条の二十六の五 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>